

福島県立医科大学福島駅前キャンパス窓ガラス清掃業務委託要領

福島駅前キャンパスガラス清掃業務は、「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成30年度版)及びこの要領に従って実施するものとする。

1 清掃面積

項目	面積(m ²)	作業面積(m ²)
北面(両面)	1,243	2,486
西面(両面)	1,093	2,186
南面(両面・ダブルスキン部含む)	1,785	3,570
東面(両面・ダブルスキン部含む)	3,361	6,722
南面インナー(両面)	367	734
東面インナー(両面)	1,069	2,138
総合計	8,918	17,836

2 清掃箇所

別紙図面のとおり

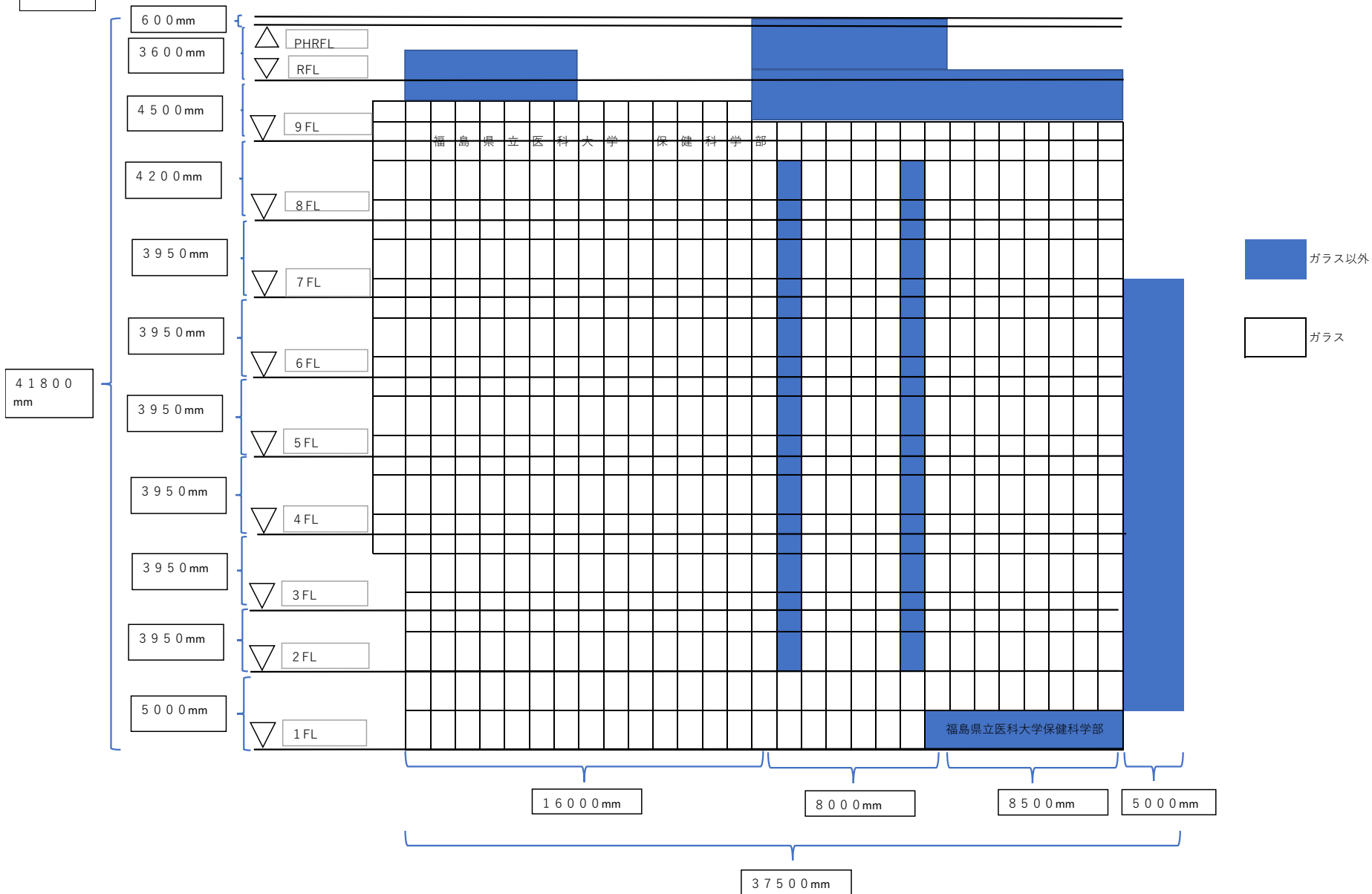
3 清掃実施時期

- (1) 半年に1回(年2回)実施する
- (2) 清掃実施日時は事前に受託者と協議の上で決定する。ただし、強風、雨天、寒冷時は協議の上、延期または中止することができる。
- (3) 室内作業は、大学運営上支障があるときは、上記(2)の日時を変更することができる。
- (4) 作業終了後は、清掃箇所の責任者等の確認を受けるとともに、清掃箇所等を記載した書面を提示して確認者名等を記録すること。
- (5) 作業工程ごとの業務状況写真を撮影すること。
- (6) 作業内容の報告及び記録を作業完了後速やかに提出すること。

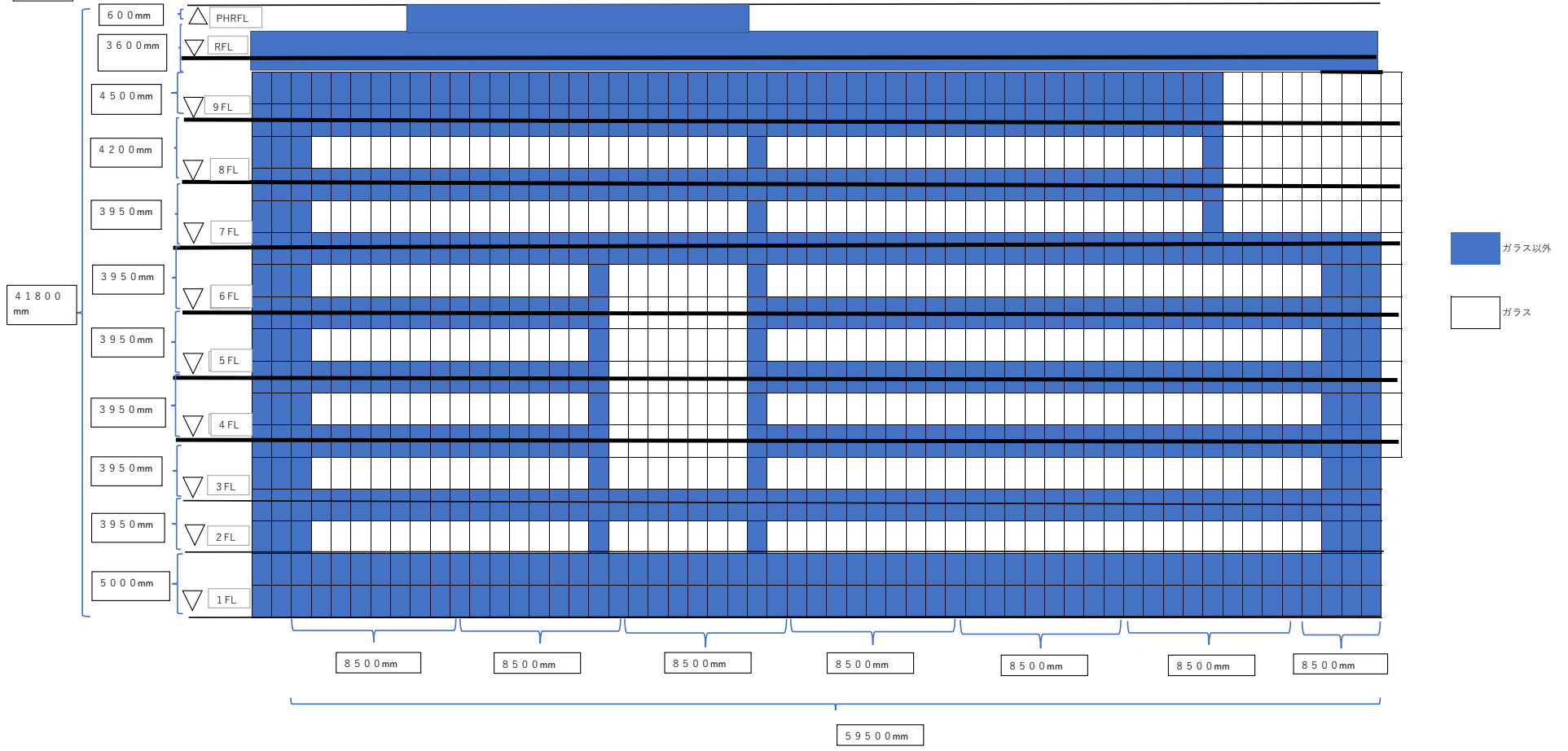
4 清掃方法等

- (1) 適正なクリーナーでガラス面の汚れを除去し、窓用スクイジー等で拭き上げる。
- (2) 作業の実施に当たっては関係法令を遵守し、作業の安全に万全を期すこと。
- (3) 高所作業の実施に当たっては、事前に作業工程、安全対策等について委託者と協議すること。なお、ゴンドラの設備はない。
- (4) 作業区域内にある移動可能な物は、移動して清掃を行い、終了後は元の位置に戻しておくこと。ただし、教育・研究機器類については、職員の許可無しに触れないこと。なお、コードなど機器の周辺についても細心の注意を払うこと。また、必要以外の場所に立ち入らないこと。
- (5) 業務上使用する電気、水道等は必要最小限にとどめ、特に照明は作業終了後直ちに消灯すること。また、空調保持のため出入口の扉の開閉に留意すること。

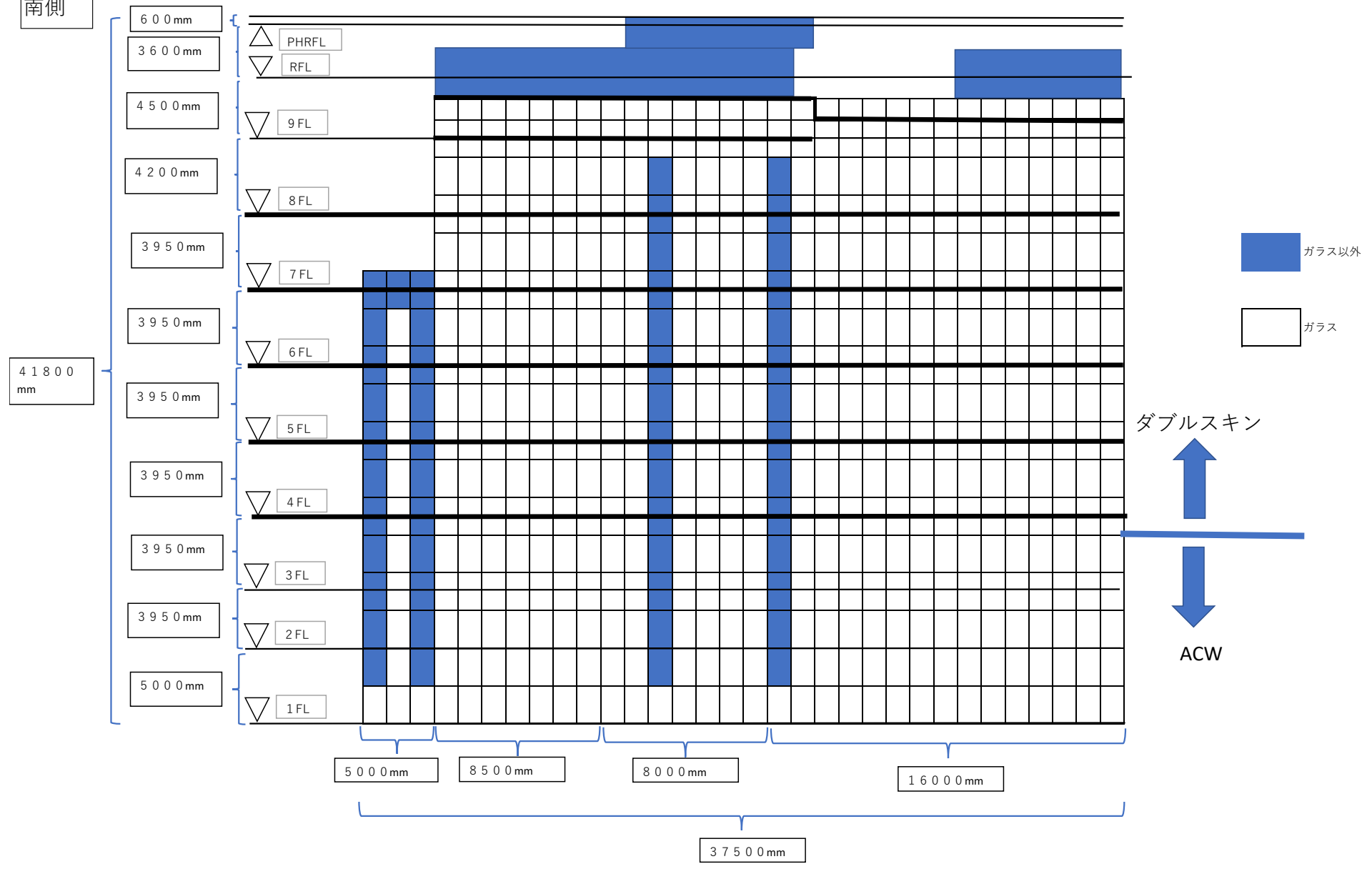
北側

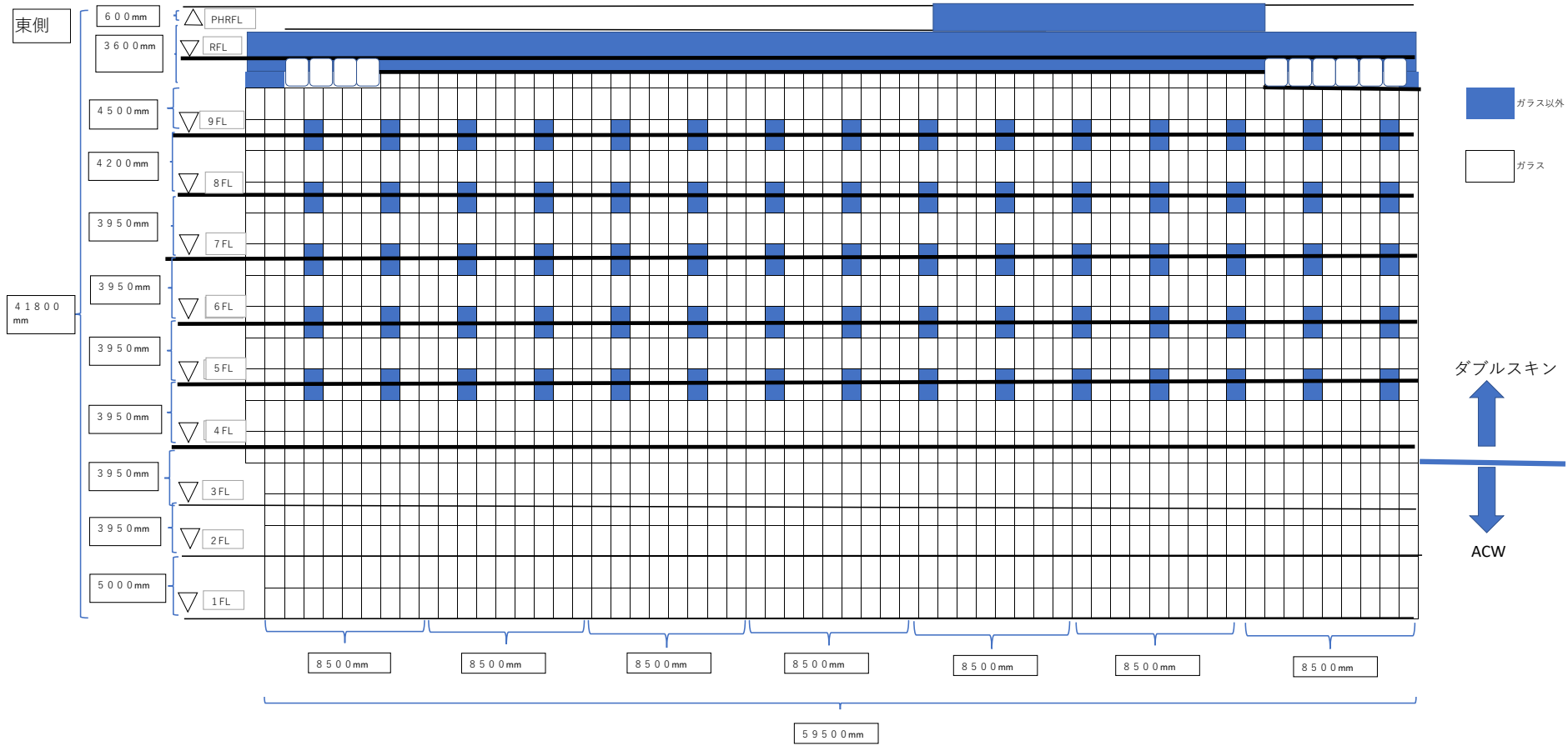


西側

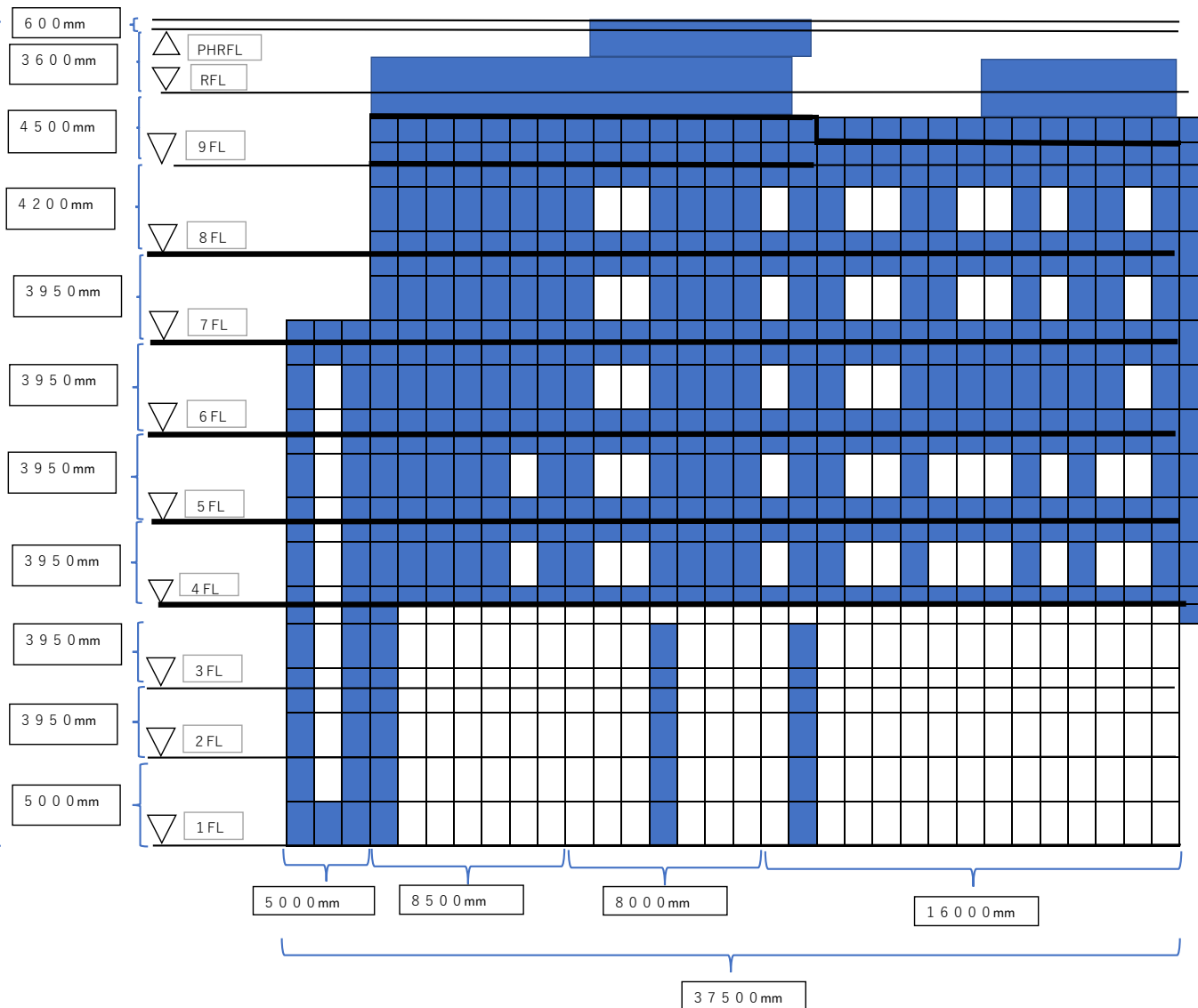


南側

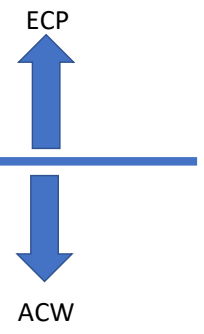




南側インナー



■ ガラス以外
□ ガラス



東側インナー

